

太田市地区集会所新增築等補助金交付要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市行政区において地区民相互の親睦及び文化の向上の場とし、また、地区内自治の拠点として集会所又は公会堂（以下「集会所」という。）を新築、増築、改築又は改造した場合において、当該建設に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助対象事業は、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 建物の新築又は改築（改築については、経過年数20年以上のもの）にあつては、最低建築面積39.6平方メートル（12坪）以上のものであること。
 - (2) 建物の増築又は改造にあつては、原則として当該建物の新築の際に、補助対象事業（この要綱以外の補助対象事業とされたものを含む。）として、市の補助金を受けてから10年以上経過したものであること。
 - (3) 建物の構造、間取等が集会所を目的として建築され、かつ、供用されるものであること。
- 2 既設建物を買収し、集会所として使用する場合は、新築に準じて取り扱うものとする。
- 3 単年度事業を原則とし、事業が2年以上にわたる場合は、最終年度に補助するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助対象経費は、集会所の建築に要する経費（建物の基礎、主体、屋根、造作、壁及び仕上げ部分等の本体工事並びに電気、ガス、給排水等の附帯工事費）で当該年度にかかわる経費とする。

- 2 補助対象経費に本補助金以外の助成金、補助金及び移転補償費が充当される場合は、補助対象経費合計額の積算において、当該充当額を控除する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 建物の新築、増築又は改築の場合における補助金の額は、建築に要す

る経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、限度額は、500万円とし、この場合における補助金の額の決定は、当該集会所設置の区域の人口、世帯数及び建物の規模等を勘案して行うものとする。

(2) 建物の改造（畳の取替え等の一部改修を含む。）の場合における補助金の額は、20万円以上の工事費（対象経費の範囲）の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、限度額は、500万円とし、この場合における補助金の額の決定は、規模、工事内訳等を調査して行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市集会所新增築等補助金交付要綱（昭和51年4月1日太田市制定）又は地区集会所施設整備費補助金交付要綱（昭和61年尾島町教育委員会要綱第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

太田市地区集会所新增築等補助金交付要綱実施細目

太田市地区集会所新增築等補助金交付要綱の実施細目は、次に定めるところによる。

- 1 既設建物を買収し集会所として使用する場合は、土地区画整理等により既設建物（住家、事務所等）を買収し、集会所として使用する場合をいうものであること。
- 2 建物の新築又は増築の場合にあつては、当該建物の属する土地が取得され、又は借り受け（期間は20年以上とする。）を行っているものであること。
- 3 建物の改造（一部改修を含む。）の場合にあつては、当該建物の属する土地が既に取り得られ、又は借り受け（期間は20年以上とする。）を行っているものであること。